

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	美容師法施行条例		
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第10号	法 規 集	第 8 編 第 6 章 第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	美容師法の規定に基づき、美容の業を行う場合に講ずべき衛生上の措置、美容所について講ずべき衛生上の措置その他美容の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、美容師法の規定により条例で定めることとされている衛生上の措置等について定めるものであり、また、美容所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。	・ 県所管域の施設数 平成 20 年度 3,041 施設 平成 19 年度 3,002 施設 平成 18 年度 2,992 施設 平成 17 年度 3,525 施設 平成 16 年度 3,544 施設
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、美容の業務における衛生を確保する上で有効なものであるが、衛生基準については、適宜改正の必要性について検討をする必要がある。	・ 手数料収入 平成 20 年度 2,304,000 円 平成 19 年度 2,192,000 円 平成 18 年度 2,400,000 円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げた「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、美容師法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられないが、衛生基準については、適宜改正の必要性を検討する。	県議会において洗髪設備設置義務付けについて請願が採択されている(平成21年3月)。
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無